

4. 専門員・生活支援員について

専門員



- 相談業務
- 利用に関する調査
- 支援計画書の作成
- 関係機関等との連絡調整 など

生活支援員



- 支援計画書に沿って支援を実施
- 利用者の状況を専門員へ報告 など

5. サービスの終了について

- 解約の申し出があったとき
- ご本人が亡くなったとき
- 判断能力の低下や生活状況の変化により契約の継続が困難になったとき

《成年後見制度の移行について》

日常生活自立支援事業での契約継続が難しい場合、ご本人が安心して生活するための仕組み（成年後見制度など）が利用できるように支援します。

《相談先》

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

受付時間：9：00～17：00 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

○さがみはら成年後見・あんしんセンター・・・中央区・南区の方

Tel:042-756-5034

相模原市中央区富士見 6丁目1番20号(あじさい会館2階)

○緑区事務所・・・緑区の方

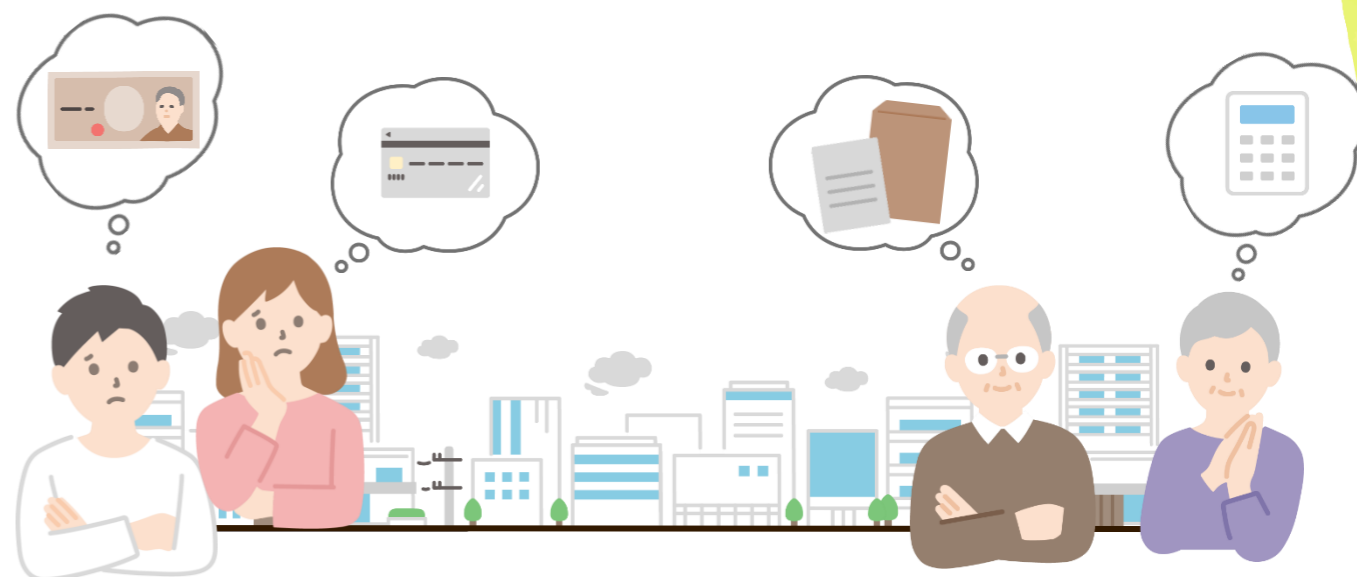
Tel:042-775-8601

相模原市緑区西橋本 5丁目3番21号(緑区合同庁舎2階)



さがみはら成年後見・あんしんセンター にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用の手続きや日常生活費の管理、定期預金などの重要書類の保管を行い、地域で“あんしん”して生活を送ることができるよう日常的な金銭の管理や預貯金通帳などの重要書類の保管をし、ご本人の権利擁護を図る事業です



- ✓ 通帳や印鑑など大切なものの置き場所を忘れてしまった
 - ✓ キャッシュカードの番号を忘れてお金が下ろせなかった
 - ✓ 計画的にお金を使いたいけれど上手くいかない
 - ✓ 家賃や電気・ガスの支払いを忘れてしまった
 - ✓ 自分がどんな福祉サービスを利用できるのかわからない
- ⇒こんなお悩みを抱えている方は、ご相談ください



1. 利用対象者

りょうたいしょうしゃ
さがみはらしないうす こうれいしゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ にちじょう
相模原市内に住んでいる高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、日常の
せいかつ ひつよう ふくし りよう はんだんのうりよく ふじゅうぶん かた
生活において必要な福祉サービスを利用するための判断能力が不十分な方が
だいしょう
対象になります。

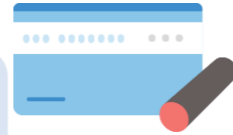
じぎょう ほんにん けいやく むす じぎょう けいやくないよう りかい はんだんのうりよく
※この事業は本人と契約を結び事業です。契約内容が理解できないほど判断能力が
ていか ばあい けいやく むすか ばあい
低下されている場合については契約が難しい場合があります。

2. サービス内容

① 福祉サービス利用援助事業・日常的金銭管理サービス

せいかつひどう よちよきん はら もと やちん こうきょうりょうきん しはら てつだ
生活費等の預貯金の払い戻し、家賃・公共料金の支払いのお手伝い・
りよう ふくし し おこな
利用できる福祉サービスのお知らせなどを行います。

- れい よちよきんこうざ せいかつひ はら もと したく おとど
(例)・預貯金口座から生活費を払い戻し、ご自宅にお届けします
- やちん こうきょうりょうきん かくしゆしはら だいこう
・家賃や公共料金など各種支払いを代行します
- しゅうしじょうきょう けいさん おこな せいかつ かね じょげん おこな
・収支状況の計算を行い、生活にかかるお金の助言を行います



りょうりょう きほんりょうきん かい えん
☆利用料…基本料金 1回1,500円(生活保護世帯の方は月2回まで無料です)

- つうちよう いんかん ほかん
※通帳・印鑑はあんしんセンターにて保管をします。キャッシュカードのご利用はできません。
- からだ ふじゆう りゆう けいやく
※身体が不自由のみの理由では契約できません。
- いぞん か もの いぞん ろうひ りゆう かた
※ギャンブル・アルコール依存・買い物への依存などによる浪費が理由にある方は、
サービスを契約できない場合があります。

② 書類等預かりサービス

ひごろつか たいせつ しよるい つうちよう ぎんこう かしきんこ あす
日頃使わない大切な書類や通帳などを銀行の貸金庫にお預かりします。

- あす よきんつうちよう ていきよきん つうちよう いんかん けんりしょ ねんきんしょうしょ ぶんしんしょう つうちよう
(預かれるもの) 預金通帳、定期預金、通帳、印鑑、権利書、年金証書、普段使用しない通帳など
- あす
(預かれないもの) キャッシュカード、現金、有価証券、電子機器、宝石等貴金属など

りょうりょう げつがく えん
☆利用料…月額500円

ほんにんつうごう かしきんこ ていれ ばあい ついか かい えん
※本人都合で貸金庫から出入れする場合は追加で1回500円かかります



3. サービス利用の流れ



① 相談

さがみはらししゃかいふくしきょうぎかい かくそうだんさき うらめんあり てんわなど そうだん う つ
相模原市社会福祉協議会の各相談先(裏面有)がお電話等で相談を受け付けます。

② 調査

せんもんいん したくとう ほうもん ないよう せつめい おこ せいかつ しょうきょう
専門員が自宅等を訪問し、サービス内容について説明を行います。生活の状況や
しゅうしじょうきょう おうかが ほんにん りよういし けいやくていけつりょうよく かくにん
収支状況をお伺いします。ご本人の利用意思や契約締結能力の確認のため、
すうかいほうもん
数回訪問します。

③ 審査会

りようおよ しえんないよう てきせつ いし べんごしどう せんもんか かくしき
サービス利用及び支援内容が適切であるか、医師や弁護士等の専門家や学識
けいけんしゃ かがた したく おこな りよう はんてい
経験者の方々によって審査が行われ、サービスの利用を判定します。
しゅっしん かた せたい りようきぼう ばあい ちようさ しんさ じかん ばあい
※借金がある方や世帯で利用希望する場合には、調査・審査に時間がかかる場合があります。

④ 支援計画の作成

ないよう しえん きんがく かいすう しょうさい ほんにん はな あ
サービスの内容や支援の金額・回数など詳細について、ご本人と話し合い、
しえんけいかく さくせい
支援計画を作成します。

⑤ 契約

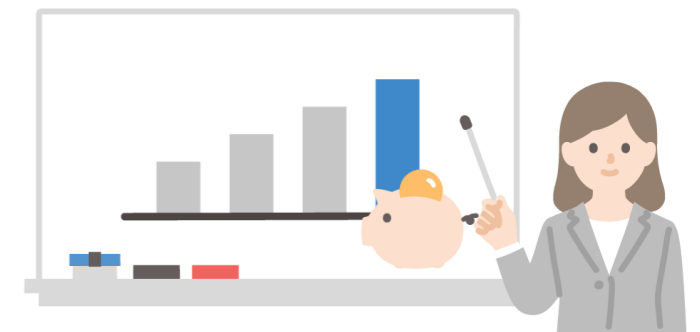
ないよう じゅうぶん かくにん ほんにん しゃかいふくしきょうぎかい
サービスの内容を十分に確認したうえで、ご本人と社会福祉協議会で
けいやく むす
契約を結びます。
りよう きんゆうきかん きんゆうきかん へんこうてつづ ねが ばあい
※利用されている金融機関によって、金融機関の変更手続きをお願いする場合があります。

⑥ サービス利用開始

せんもんいん せいかつしえんいん ていきてき ほうもん しえんけいかく ないよう そ
専門員・生活支援員が定期的に訪問をし、支援計画の内容に沿ってサービスを
ていきょう
提供します。

《支援計画書例》

- つき かい せいかつひ しゅう えんじょうげん とど
・月2回 生活費(1週10,000円上限)を届ける
- つき かい こうきょうりょうきん せいきゅうがく しはら
・月1回 公共料金(請求額)を支払う
- つき かい やちん しはら
・月1回 家賃を支払う
- つき かい つういんひ えん とど
・月1回 通院費(3,000円)を届ける



しえんけいかく ほんにん いし つどかくにん しえん おこな
※支援計画にないものについては、ご本人の意思をその都度確認し支援を行います。

